

骨髄ドナーに対する給付等がある商品の概要

	会社名	連絡先/問合せ先	商品名/内容
	生命保険		
1	ブルデンシャル生命保険株式会社	カスタマーサービスセンター 0120-810740 平日8:00～21:00 土日祝9:00～17:00 (元日は除く)	商品名:「ドナー・ニーズ・ベネフィット」(骨髄ドナー給付) 医療保険・各種の入院総合保障特約等に加入する被保険者が、ドナーとして骨髄移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術を受けた場合に、手術給付金が支払われるサービス。入院給付日額の20倍が支払われる。なお、血縁者間移植に伴う採取手術にも適用される。このサービスを受けるための追加の保険料や新たな手続きの必要はなく、支払いは保険期間を通じて1回。契約日より1年経過後に受けた手術から対象となる。日本初のサービス。
2	ジブラルタ生命保険株式会社	コールセンター 0120-37-2269 平日8:30～20:00 土曜9:00～17:00	商品名:「ドナー・ニーズ・ベネフィット」(骨髄ドナー給付) 手術給付保障のある契約において、被保険者がドナーとして、骨髄移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術をした場合、手術給付金を支払うサービス。
3	富国生命保険相互会社	お客様センター 0120-259-817 営業時間:9:00～17:00 (土・日・祝日、12/30～1/3は除く)	商品名:移植医療特約(02) 医療保険「医療大臣」に付加する特約で、心臓移植・骨髄移植などの所定の移植術を受容者(レシピエント)として受けた場合の給付に加えて、骨髄移植については、提供者(ドナー)として骨髄の採取手術を受けた場合にも給付金が支払われる。骨髄ドナーに対する給付金(※)の支払額は30万円で、通算2回まで支払われる。 ※新規加入の場合、加入から1年間は対象外となる。 ※自家移植は対象外となる。
4	アイリオ生命保険株式会社	カスタマーサービスセンター 0120-977-010 9:00～19:00 (土日・祝日・年末年始は除く)	商品名:医療保険 被保険者が提供者(ドナー)として骨髄幹細胞を提供することを目的とする骨髄幹細胞採取手術を受けるために入院した場合、疾病入院給付金が支払われる。 ※骨髄幹細胞提供者と受容者が同一となる場合を除く。 ※責任開始日から1年経過後の入院から対象となる。
5	ソニー生命保険株式会社	カスタマーセンター 0120-158-679 平日9:00～21:00 土日祝9:00～17:00 (ゴールデンウィーク・年末年始は除く)	商品名:総合医療保険、長期総合医療保険 骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞採取手術を受けたときには、入院給付金日額の20倍の手術給付金が支払われる。新規契約者は契約が1年経過後に適用。 ※骨髄幹細胞採取手術による手術給付金は1回のみ。
6	住友生命保険相互会社	コールセンター 0120-307-506 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始は除く)	商品名:総合医療特約、入院保障充実特約(08)、無配当医療保険(09) 医療特約シリーズ「救Q隊KING」および医療保険「ドクターKING」の被保険者が、提供者(ドナー)として骨髄移植を目的とした骨髄幹細胞の採取手術を受けた場合に手術給付金を支払う。またそれに伴う入院に対しても、入院給付金などを支払う。 新規契約者は契約が1年経過後に適用。 ※自家移植は対象外となる。
7	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	カスタマーセンター 0120-563-506 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)	商品名:医療保険(08)など 骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞採取手術を受けたときに、入院給付金日額の20倍の手術給付金をお支払いする。2010年11月2日以降に受けた手術について、既契約も対象となる。契約から1年経過後に適用。 ※骨髄幹細胞採取手術による手術給付金は1回のみ。
	損害保険		
8	三井住友海上火災保険株式会社	03-3259-3017 営業時間:9:15～17:00 (土日祝日は除く)	商品名:「所得補償保険」 ケガや病気により仕事を休業したときに支払われる「所得補償保険」において、骨髄採取手術を目的とした入院に4日を加えた日数に保険金が支払われる。 この補償拡大に伴う追加保険料は不要。損保業界初。 血縁者間移植にも適用される。 新規契約者は契約が1年経過後に適用。
9	ソニー損害保険株式会社	0120-919-850 月～金曜の 9:00～18:00まで (休日を除く)	商品名:ガン重点医療保険SURE<シュア> 骨髄ドナーサポート特約(骨髄幹細胞採取手術担保特約):骨髄提供のための骨髄幹細胞採取手術を受けられた場合に、手術保険金(10万円)と、疾病入院保険金が支払われる。 支払いは保険期間を通じて1回。自家移植(提供者と受容者が同一となる場合)を除きます。 新規契約者は保険始期日からその日をきめて1年経過後に適用。
	共済互助会		
10	UIゼンセン同盟福祉共済互助会	03-3288-3533 (ただし、UIゼンセン同盟 組合員の問合せに限る。)	制度内容:「医療共済」 UIゼンセン同盟組合員を対象とする制度。 骨髄液、臓器を提供したときに、一時金として5万円が支払われる。